

令和 8 年 1 月 16 日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

リアルタイムデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境構築

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の C 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) ア) 契約相手方は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」(通達)の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。(情報セキュリティ基準適合者であることを証明する書類を提示)
 - イ) 契約相手方は、過去 3 年以内に、防衛省における地理情報システムもしくはそれに類似する情報システムの構築、コンサルティング等の契約実績を有すること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
 - ウ) 契約相手方は、過去 3 年以内に、防衛省に対しデジタルツインに関連する調査研究、コンサルティングなどの役務の契約実績を有すること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (2) ア) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全並びに知的財産の保護を確実に行うことができる者(以下「業務従事者」という。)を確保すること。(本契約に従事する予定人員の名簿(名簿には役職名、氏名、年齢、勤務年数、経歴、資格、語学力、勤務の状況を記載)の提出。)
 - イ) 前記ア)の業務従事者は以下の経験、資格、業績等を有すること。(本契約に従事する予定人員の名簿(名簿には役職名、氏名、年齢、勤務年数、経歴、資格、語学力、勤務の状況を記載)の提出。
- 4) については、当該資格の認定証(写し)を提示)
 - 1) 本役務要員のうち 1 名以上は、過去 3 年以内に研究職として、高速に時空間データを管理する技術、実空間を構造化する技術、点群データを符号化する技術、3 次元データを統合する技術等のデジタルツイン関連技術に関して、研究実績を有していること。
 - 2) 本役務要員のうち 1 名以上は、過去 3 年以内に、デジタルツインシステムもしくはそれに類似する次世代情報システムの構築、コンサルティング等の役務に従事した経験を有すること。
 - 3) 本役務要員のうち 1 名以上は、過去 3 年以内に、次世代情報通信に関する光電融合技術を含んだ先進的な情報通信環境の実現が見込まれる技術の調査研究等の役務に従事した経験を有すること。
 - 4) 本役務要員のうち 1 名以上は、以下のいずれかの資格又は同等の能力を有すること。
 - 4.1) PMP(プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル)
 - 4.2) 情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書 4.3 (ア)～(エ)に定める本役務の実施体制並びに仕様書 6.2.4 (ア)～(ウ)までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料(詳細は別に示す)を 令和 8 年 1 月 30 日(金)の 18:00までに提出しなければならない。

(2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111 (代)

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 内線20824 (庁舎A棟10階)

Email nakajimarof@ext.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816 (庁舎A棟10階)

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

リアルタイムデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境構築の
実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料について

仕様書 4.3 (ア)～(エ)に定める本役務の実施体制並びに仕様書 6.2.4 (ア)～(ウ)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料については以下のとおりとする。

○本役務の実施体制に関する資料

- ① 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料
- ② 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等(修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。)

○情報保全に係る履行体制に関する資料は、次を標準とする。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等(保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第5項4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われる場合は、代表者、役員、管理職員等であっても、取り扱いを制限された情報には接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則(締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則)の写し(仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。)
- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者(③において「親会社等」という。)の一覧及び契約相手方との資本又は契約(名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。)関係図
- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し(仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。)

防衛省仕様書

			1/10
件名	リアルタイムデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境構築	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年1月6日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「リアルタイムデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境構築」（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

番号	用語	定義
1	デジタルツイン	複数のフォーマットで構成されたデータの集まりを利用し、現実空間を仮想空間に再現する技術
2	プロダクト	市販または試作された単一目的に利用するハードウェアあるいはソフトウェア
3	ソリューション	複数の単一目的を達成するためのプロダクト及びサービスが、有機的に接続されている、あるいは含まれているもの
4	3次元空間	地理空間情報等を用いてデジタルツイン技術によって構築された仮想空間

1.3 引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

(ア) 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則）

(イ) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則

(ウ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び同関連規則

(エ) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

(オ) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

- (カ) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- (キ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- (ク) KX-063 リアルタイムデジタルツインに関する技術実証

2. 本役務の必要性及び目的

情報通信技術の進展により現実世界のあらゆる情報がデジタル空間と融合し、作戦の高度化や装備品の多様化が進む昨今において、平時有事を問わず、状況認識、意思決定、行動に至る一連の作戦サイクルのスピードと質の変容に柔軟に対応すべく、リアルタイムに各種データの取得/連携/統合/可視化/利活用を実現する省横断的な統合データプラットフォームとしてのデジタルツイン環境の整備による防衛力強化が必要である。

これまで、令和 5 年度から令和 7 年度までの「リアルタイムデジタルツインに関する技術実証」（以下、「R5 技術実証」という。）において、次世代情報通信技術に支えられた統合データプラットフォームとしてのデジタルツイン導入を見据えた、関連技術の所要の調査、業務実証等を実施しているところ。

こうした状況を踏まえ、本契約では、R5 技術実証の結果に基づき、省横断的にリアルタイムにデータを取得/連携/統合/可視化/利活用する統合データプラットフォームとしてのデジタルツイン環境を、将来的な防衛省・自衛隊の各種システムや装備品とデータ連携可能なデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境の構築を行う。

3. 本役務の実施内容

3.1 防衛省・自衛隊のデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討

(ア) ニーズ調査

デジタルツインの活用ニーズに関して次のとおり調査し、指揮官などの運用に資するデジタルツインの具備すべき機能を検討すること。

- ① 事前準備(ヒアリング計画立案、シナリオ準備、質問票の作成等)
- ② 各幕へのヒアリングの実施
- ③ ニーズ整理・要件化(優先度付け、幕横断での共通ニーズの抽出、各幕固有ニーズの抽出、要件定義化等)

(イ) 将来像の検討

前項並びに R5 技術実証の結果を踏まえ、防衛省・自衛隊におけるデジタルツインに関して今後五か年の拡張案を検討し、次の内容についての骨子（コンセプト・導入計画案等）を検討し、官側への報告を行うこと。なお、将来像の検討にあたり、防衛省・自衛隊の保有するデータの利活用及びシステムとの接続を考慮すること。

- ① 大陸デジタルツインに関する検討
 - i. 3D 地図の他国領域や重要拠点/エリアへの拡張

- ii. 3D 地図のアップデート機能
 - ② 海洋デジタルツインに関する検討
 - i. 海洋状況（海底情報・海底ケーブル情報、潮流、海洋温度、塩分濃度等）把握機能
 - ii. 衛星・レーダ情報等を活用した船舶/艦艇の検知・識別機能、航跡管理、監視計画更新、航路予測機能
 - ③ 宇宙デジタルツインに関する検討
 - i. 宇宙空間の状況把握機能・常時監視機能
 - ii. 民間観測衛星事業者との連携による衛星タスキング機能
- (ウ) 省内環境への適合に伴う基盤の検討

省内環境への適合に必要な要件を次のとおり検討すること。なお、官側環境への適合に際し、極力追加での設計作業などが発生しないよう他事業の進捗・検討状況を留意のうえ検討するものとする。ただし、本事業において試作した機能及び前項までの調査結果を踏まえ、省内環境への適合に必要な要件については更新を行うこと。

- ① データ収集に関する方式の検討
ストリーミング収集（映像/画像/航跡/バイタル等）、API 収集（既存 C2 システム/外部気象等）、アップローダ（Web コンソール/バッチ等）に関して検討を実施すること。
- ② データ蓄積に関する方式の検討
データ蓄積の機構（アーキテクチャ/データ形式・品質/セキュリティ等）に関して、以下の観点で方式の検討を行うこと。
- ③ システム全体の非機能要件の検討
可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ（ジャミング対策含む）等に関して検討を実施すること
- ④ システム基盤の構成要素（HW・SW・クラウドサービス・仮想化技術等）に関する検討を実施すること。なお前項③の非機能要件の検討を踏まえて、データ容量/更新頻度、通信環境等含め実運用を見据えたアーキテクチャを検討すること。
- ⑤ システム運用要件の検討
運用保守などのシステム運用に関する検討を実施すること。

3.2 防衛省・自衛隊のデジタルツイン試作環境の構築及び機能

(ア) 試作環境の構築

- ① 大規模なデータの取得、連携、分析、統合、可視化等を可能とする高速に時空間データを管理する技術、実空間を構造化する技術、点群データを符号化する技術、3D データを統合する技術等を用いたデジタルツインを構築する。
- ② 対象とする範囲は日本全土を対象として試作し、点群データに関しては整備が必要なエリアを官と合意した上で整備すること。なお、動作環境は、R5 技術実証で構築

した環境を継続利用とする。

- ③ 必要データを入力するためのインターフェースを具備/提供すること。
- ④ 当該試作環境を試用するために必要な端末 (AR デバイス、PC 等) を準備すること。
なお、必要な端末は、実運用に耐え得るものを考慮し選定及び提供すること。また、官環境上での利用を考慮した装備化へのロードマップを官側と協議の上、提言すること。
- ⑤ 本役務終了後の継続利用及び官環境上での利用を考慮した設計、構築を行うこととし、以降の継続利用等については、官と協議の上決定することとする。

(イ) 試作環境の基本機能及び高度機能

- ① デジタルツイン試作環境において以下の基本機能を具備すること。必要に応じ防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ機能の改善を検討すること。
 - i. 解析機能 (地形解析・ヘリ/航空機等の着陸地点解析・SAR 画像解析による車両検知・GPS 干渉波等衛星情報表示・動的地物の位置推定)
 - ii. 可視化操作機能 (3次元描画・気象データ可視化/再現)
 - iii. 先進デバイス機能 (AR ナビゲーション、ドローン飛行計画/操縦・バイタル計測/位置表示・現地センシング映像可視化・視点映像共有)
 - iv. シミュレーション機能 (被害状況可視化・最適経路探索・視界解析・一人称視点映像生成)
- ② ①で構築した基本機能を活用した以下の高度機能を検討・具備すること。必要に応じ防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ機能の改善を検討すること。
 - i. 解析機能 (爆発物飛散解析・化学物質解析・電波伝搬シミュレーション・SAR 画像の浸水被害解析/土砂崩れ検知等)
 - ii. 先進デバイス機能 (AI 等を活用したドローン自律運用機能)
 - iii. シミュレーション機能 (ドローンのバッテリーシミュレーション(風向/風速/ペイロード等を考慮)/複数ドローンによる隊列/散開の飛行経路案自動算出/ドローンによる敵情を踏まえた自動経路策定・船舶の航行予測・作戦行動シミュレーション等)

4. 本役務に関する要求

4.1 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 28 日までの期間とする。

4.2 実施場所

防衛省市ヶ谷地区 (東京都新宿区市谷本村町 5-1)、及び官の指定する場所とする。

4.3 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

(ア) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全並びに知的財産の保護を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

(イ) 前記(ア)の業務従事者は以下の経験、資格、業績等を有すること。

- ① 本役務要員のうち1名以上は、過去3年以内に研究職として、高速に時空間データを管理する技術、実空間を構造化する技術、点群データを符号化する技術、3次元データを統合する技術等のデジタルツイン関連技術に関して、研究実績を有していること。
- ② 本役務要員のうち1名以上は、過去3年以内に、デジタルツインシステムもしくはそれに類似する次世代情報システムの構築、コンサルティング等の役務に従事した経験を有すること。
- ③ 本役務要員のうち1名以上は、過去3年以内に、次世代情報通信に関する光電融合技術を含んだ先進的な情報通信環境の実現が見込まれる技術の調査研究等の役務に従事した経験を有すること。
- ④ 本役務要員のうち1名以上は、以下のいずれかの資格又は同等の能力を有すること。

2.1) PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）

2.2) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）

(ウ) 上記(ア)の業務従事者が、前記(イ)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

(エ) 前記(ウ)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.4 契約相手方の要件

(ア) 契約相手方は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」(調達)の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。

(イ) 契約相手方は、過去3年以内に、防衛省における地理情報システムもしくはそれに類似する情報システムの構築、コンサルティング等の契約実績を有すること。

(ウ) 契約相手方は、過去3年以内に、防衛省に対しデジタルツインに関連する調査研究、コンサルティングなどの役務の契約実績を有すること。

5. 実施要領

5.1 業務従事者名簿の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後直ちに本役務に係る業務従事者名簿を2部作成し、官側に提出して承認を得るものとする。また、契約期間中に、従事者に変更が生じた場合は、官側に報告し、変更分を提出するものとする。

5.2 実施計画書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後、速やかに「実施計画書」（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を作成し、説明会を実施して計画の妥当性を説明の上、官側の承認を得ること。なお、説明会終了、所要の修正を実施し、官側の確認を受けた上で、5.5に基づき提出すること。

5.3 定例会等の実施

契約相手方は、官側と調整の上、1か月に1回程度を基準に、防衛省市ヶ谷地区（基準）において定例会を実施し、本役務の進捗や必要な事項について報告するものとする。また、定例会のほか、官側からの指示に基づき、必要な関係部課への説明会等を行うこと。これら定例会等の会議資料、議事録を作成し、5.5に基づき提出すること。

5.4 調査報告会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、表1に示す調査報告会を実施するものとし、本調査の実施要領、進捗状況、方向性、課題及び対策、その他本調査に必要な事項について報告するものとする。また、調査報告会等の議事録を作成し、提出先の確認を得た後、5.5に基づき提出するものとする。

表1 調査報告会

番号	名称	実施場所	実施時期	備考
1	初度報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和9年3月 を基準	調査報告会で使用する資料は電子データ又は電子媒体（CD-R又はDVD）にて提出するものとする。
2	中間報告会		令和10年3月 を基準	
3	最終報告会		令和11年3月	

5.5 提出文書及び納入物

契約相手方は、表2に示す提出文書及び表3に示す納入物を官に納入するものとし、官側の承認を得ること。なお、調査報告書に不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は、

同法等に基づき表示するものとする。

表2 提出文書

番号	名称	数量	提出先	提出時期	備考
1	業務従事者名簿	2部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約締結後直ちに (変更があった場合 はその都度)	1部は電子 媒体、1部 は紙媒体に て提出
2	実施計画書	2部		契約締結後 速やかに	
3	定例会等の会議資料	2部		定例会時	
4	定例会等の議事録	2部		定例会後速やかに	
5	初度報告資料	2部		調査報告会后速やか に	
6	中間報告資料	2部			
7	最終報告資料	2部			

表3 納入物

番号	名称	数量	納入場所	納入時期	備考
1	調査報告書	2部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約納期まで	1部は電子 媒体、1部 は紙媒体に て提出

- (ア) 官側からの指摘事項について、提出書類に反映するものとする。
- (イ) 技術的な説明等含め文書に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- (ウ) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- (エ) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- (オ) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。

5.6 貸付文書

貸付文書は、表4のとおりとする。

表 4 貸付文書

名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償 の別	備考
R5 技術 実証 調 査研究報 告書（最 終）	1 部	契約相手 方の申請 後速やか に	戦略企画 参事官	納期まで	戦略企画 参事官	無償	貸付条件 は官との 調整によ る

6. その他

6.1 監督・検査の要領

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6.2 情報保全

6.2.1 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。

6.2.2 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。

6.2.3 契約相手方は、秘密情報の取り扱いを行う場合は、契約相手方の秘密保全規則等に基づき、秘密の保護措置を確実に行うものとする。

6.2.4 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。また、保護すべき情報の細部については、表5のとおりとする。

(ア) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

(イ) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

(ウ) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会

社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

表5 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
2	防衛省から契約業者に提供する情報	敷地図面、防衛省設置機器等	

6.3 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するに当たり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

6.4 知的財産権及びその他の権利

- (ア) 契約相手方は、この契約の履行に際して、第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- (イ) 提出書類に関する著作権は官に帰属するものとする。また、契約相手方は著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (ウ) 契約相手方は、本調査の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を官に移転できないとき、当該部分にその旨を明示するものとする。
- (エ) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- (オ) 契約相手方は、前記(エ)に定める必要な措置を講じなかったことにより、官が損害を受けた場合には、官は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- (カ) 官及び契約相手方は、著作権等の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都

度、協議して解決するものとする。

6.5 その他

- (ア) 契約相手方は、不可抗力以外で官の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (イ) 官は、本勤務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- (ウ) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号																
	調 達 要 求 番 号																
	調 達 要 求 年 月 日																
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官付															
	作 成 年 月 日	令和7年12月24日															
品 名	リアルタイムデジタルツイン環境の整備に向けた調査検討および試作環境構築																
仕 様 書 番 号																	
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今後の具体的政策・運用構想</td> <td>防衛省における今後の具体的政策や将来構想の検討に関する情報</td> <td>官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>防衛省から契約業者に提供する情報</td> <td>敷地図面、防衛省設置機器等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p>			番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や将来構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。		2	防衛省から契約業者に提供する情報	敷地図面、防衛省設置機器等		
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考													
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や将来構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。														
2	防衛省から契約業者に提供する情報	敷地図面、防衛省設置機器等															